

第433回（臨時）福崎町議会会議録

平成22年11月29日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成22年11月29日、第433回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ ぐ り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案上程・議案説明
- 第 5 質疑
- 第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸報告
日程第 4	議案上程・議案説明
日程第 5	質疑

## 日程第 6 討論・採決

### 1. 議案件名

報告第 1 2 号 議会の委任による専決処分の報告について

議案第 5 6 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 7 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

### 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 3 3 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日ごとに冷気が加わり、寒さが厳しくなるきょうこのごろでございます。議員の皆さんにはご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会されますこと、まことにありがとうございます。

去る 1 1 月 1 2 日、愛知県蒲郡市において開催されました第 2 2 回全国消防操法大会では、福崎町消防団庄分団が小型ポンプの部で優勝という輝かしい成績をおさめられました。心からお喜び申し上げますとともにお祝いを申し上げます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、報告第 1 2 号、議会の委任による専決処分の報告について、議案第 5 6 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 7 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての報告 1 件、議案 2 件の計 3 件であります。

何とぞ、議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 1 6 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 4 3 3 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により議長が指名をいたします。

6 番、志水正幸議員

1 3 番、富田昭市議員

以上の両君をお願いいたします。

### 日程第 2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、本日1日間ということに結論を得ております。  
よって、本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
第432回定例会以降、本日までの主要事項につきましては、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 日程第4 議案上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。  
報告第12号、議会の委任による専決処分の報告についてから、議案第57号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 第433回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

9月議会が終わりましたから今日までは大変忙しい時期でございまして、議員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしております。

秋まつりがあり、そしてまた福崎町の秋まつりがあり、歩こう大会があるなど、大変な行事をいたしました。中でも議長のあいさつにもありましたとおり、福崎町消防団庄分団が蒲郡市におきまして小型ポンプの部で全国優勝するという快挙をなし遂げました。これに関しましては壮行会あるいは報告祝賀会におきましても、議員の皆さんの大きなご協力を賜りましたことを、厚くお礼を申し上げます。

さて、今議会に提案しております議案は報告1件、議案2件、計3件でございます。報告は議会の委任による専決処分の報告であります。議案2件はいずれも平成22年8月の人事院勧告にかかわるものでございます。詳細な説明につきましては担当課長が行いますので、ご審議の上、ご賛同賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりましたので、これから詳細説明を求めてまいります。

それでは、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼をいたします。

報告第12号、議会の委任による専決処分の報告についてご説明をいたします。

この報告の相手方は、福崎町〇〇〇〇〇番地〇〇に住まいの〇〇〇〇で、平成21年5月から平成22年3月までの間で、水道料金及び農業集落排水処理施設使用料の滞納分に対し再三にわたる督促及び催告に応じず、平成22年8月23日、これらの支払いを求めて、姫路簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。

この支払い督促に対し相手方から異議申し立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により支払い督促の申立時に請求の用紙記載のとおり判決を求めて、訴えの提起があったものと見なされたものであります。

下水道課資料1ページをごらんください。

左側には支払い督促の申し立てにおいて対象としました滞納額の明細で、平成22年3月末までの間で水道料金及び農業集落排水施設使用料を合わせて10万2,150円の滞納額となっております。

右側は支払い督促手続の概略図で、太枠太線矢印の流れに沿って進めたものでございます。ご参照ください。

この事件につきましては、平成22年11月2日に姫路簡易裁判所で第1回口頭弁論があり、和解をしております。

〇〇〇〇の滞納額は対象期間が平成21年5月から平成22年9月までの間に対するものとなり、合計15万7,580円の支払い義務が確定し、支払いの方法は22回の分割払いとなったものでございます。

和解の内容は下水道課資料2ページの右側に、また滞納額の明細は左側に示すとおりでございます。

滞納対策の一つとして進めてまいりました手続で、このような手続、また結果でございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 次に、議案第56号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第57号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 失礼いたします。

議案第56号、議案第57号について、説明を申し上げます。

この2議案は、平成22年8月の人事院勧告に係るものです。昨年に引き続き厳しい経済・雇用情勢を反映したものとなっております。本年の人事院の給与勧告の骨子につきましては、総務課資料の17ページにお示ししておりますので、ごらんください。

一つに、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差、0.19%を解消するため月例給を引き下げますが、特に50歳代後半層を重点的に引き下げることとしております。

二つ目には、期末勤勉手当の引き下げです。0.2カ月の引き下げとなります。

これらの勧告を踏まえて、条例改正をしようとするものです。

なお、議案第57号につきましては、合わせてチェックオフ、いわゆる給与からの控除の条例整備を行います。説明資料は20ページにお示しをしております。

それでは、議案第56号について、新旧対照表で説明いたします。総務課資料

1 ページをごらんください。

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

期末手当として条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.2カ月引き下げ、100分の220を100分の200としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成22年12月1日から施行するものでございます。

2 ページをお開きください。

第2条関係でございます。

これは平成23年度以降の期末手当を定めようとするものです。条例第4条第2項の表中、6月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き下げ、100分の190を100分の185としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めております。また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を先ほど引き下げた100分の200から100分の205と、0.05カ月引き上げます。なお、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めております。附則で平成23年4月1日から施行するものでございます。

3 ページをお開きください。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。

先ほどの特別職の条例改正と同様の改正内容であります。期末手当として条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.2カ月引き下げ、100分の220を100分の200としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成22年12月1日から施行するものでございます。

4 ページをお開きください。

第4条関係です。

これは23年度以降の期末手当を定めようとするものです。期末手当として条例第5条第2項の表中、6月1日の基準日に関しては6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き下げ、100分の190を100分の185としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を、先ほど引き下げた100分の200から100分の205と0.05カ月引き上げます。なお、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。附則で平成23年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正によりまして特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は、4.1カ月から3.9カ月となります。

続きまして、議案第57号の説明を新旧対照表でいたします。5ページをお開きください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

平成22年12月1日施行となります。

条例第13条の2は給与からの控除であります。

総務課資料20ページをごらんください。

地方公務員法第25条第2項の規定により、給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないと規定されておりますが、本町は条例が未整備であったため、今回整備するもので

す。職員の給与から控除できるものとして、第1号から第8号までを定めるものです。元の5ページにお戻りください。

条例第27条第2項は期末手当の改正で、12月支給の期末手当を0.15カ月引き下げ、100分の150を100分の135に改めます。第3項は再任用職員の改正です。

6ページをお開きください。

条例第28条第2項第1号の改正は勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.05カ月引き下げ、100分の70を100分の65に改めるものです。第2号は再任用の職員の改正です。条例第31条は休職者の給与については勤勉手当を支給しないものとするものです。

7ページをお開きください。

附則第9項は55歳を超える職員の給料月額の特減支給についての規定であります。6級を超える職員は第1号では給料月額について、第2号では期末手当について、第3号では勤勉手当について100分の1.5を乗じた額を減ずることになります。つまり1.5%の特減となります。

8ページをお開きください。

第4号は休職者の給与についても同様に1.5%の特減支給となる旨の規定でございます。附則第10号は減ずる額の日割りを定めております。附則第11号は時間当たりの額を定めております。附則第12号は勤勉手当の総額も1.5%の特減となることを定めております。

9ページをお開きください。

別表第1第7条関係は行政職給料表を改めるもので、中高年齢層に限定して平均で0.1%の削減となっております。

13ページをお開きください。

第2条は平成23年4月1日施行となります。条例第27条第2項は期末手当の改正で、6月支給の期末手当を0.025カ月引き下げ、100分の125を100分の122.5に、12月支給の期末手当を0.025カ月引き上げ、100分の135を100分の137.5に改めます。第3項は再任用職員の改正です。条例第28条第2項は勤勉手当の改正で、6月及び12月支給の勤勉手当を、それぞれ0.025カ月引き上げ、100分の65を100分の67.5とするものです。第2号は再任用職員の改正です。附則第12号は23年度からの勤勉手当も1.5%減額する規定でございます。

14ページをお開きください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、第3条関係でございます。これは昨年度現給保障の職員の給料を0.24%引き下げましたが、対象職員は今年度0.17%さらに引き下げ、附則の第7項第1号では0.41%引き下げます。また、今年度新たに対象となる職員は第2号で0.17%引き下げられるもので、平成22年12月1日から施行いたします。

15ページをお開きください。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正、附則第5項関係でございます。条例附則第9項の規定に該当する職員、つまり55歳を超える6級以上職員で育児短時間勤務を行う職員の規定です。1.5%の特減となります。

16ページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、附則第6項関係でございます。条例附則第9項の規定に該当する職員、つまり55歳を超える6級以上職員で介護休暇を取っている職員の減額する1時間当たりの給与額を1.5%減額す

る規定でございます。

また、官民給与は4月時点で比較し均衡を図ることとされており、4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る官民格差相当分を解消させる観点から、4月から11月までの給与と6月期の期末勤勉手当を0.28%引き下げたものとして、12月の期末手当で調整をいたします。

なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、議会議員、特別職、町職員合わせて年間で約1,600万円の減額になります。

以上で説明を終わらせていただきます。議案第56号、議案第57号の2議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で提案議案に対する説明が終わりました。

## 日程第5 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。ありませんか。

8番 この報告、専決処分につきましては、下水道課長の説明のとおり和解まで行っているということですが、今回の支払い督促の申し立てに関しまして、ちょっと何点か確認をしたいところがありますので、質問させていただきます。

まず、報告12号の事件の概要のところ、21年5月から22年3月、1年間の滞納に対して再三にわたる督促、催告とありますが、この再三にわたる督促、催告、その内容と、それからその(1)最後の、納付しなかったということですが、全く入っていないのか、それについてそれぞれ水道と下水道についてお尋ねをまずいたします。

下水道課長 まず、再三にわたるというところですが、これまで電話では当然入らなければ催告書を送りまして、常にその月その月で送っております。また、電話でのやりとりもしております。それとこちらにも訪問をしまして、何度も足を運んで相手方にお会いをしております。その段階でも支払いをするという意味が見受けられなかったということでもあります。

水道課長 資料の1ページで言いますと、21年3月までは料金が納められました。そして21年5月、請求額と滞納額、若干差がございますけれども、これは20年7月分、この方は口座振替でございます。7月分が重複納付ということで20年7月分が重複納付、1万430円納付書により納付されまして、滞納額が1,240円という形になっております。また、22年1月分、この方は口座が残っております。そこで口座振替なのでこの分は納付されたという状況です。

8番 ことしの6月に水道の決算があったときに、滞納のことあるいは引き落としとか処分のことですいろいろな議案出ました。平成、昭和が遠くなったということで処理されまして、平成以降かなりまだ残っています。その関係とそれから今回言われました、私もその1月分聞こうと思ったんですが、口座が残っていたから落ちた分と、それから重複で残っていて今落としした分、あるいは21年5、7、9月、特に7月、9月は残っていると。今の課長の説明では集金方法がチャランポランじゃないですか。そのときに22年1月分だけどうして口座残っていたということで引き落とされたのか。ということは当然それまでの21年5月分まで、あればできたのか。それとも本人がたまたまそのときに口座に入金残があったのか、その辺の関係と、口座がないから今下水道課長は毎月督促というようにされたんですけれども、後、再三行っているのもどの程度行かれてどういう話

をされたのか、そのあたりをね。これは公平性の問題で、この人だけではなくて、実際に該当する滞納者はまだかなりおられます。その辺の基準を、行政としてはきちっと決めてするのが大切なところでもありますので、平等性の観点から。それを確認したいと思いますが、まずそのあたりを答弁願います。

水道課長 先ほど言いましたように、1月分については口座に残金があったということで自動ですから引き落とされたと。それ以外は残金がなかったということで落ちていないという状況です。また、私と下水道課長も本人に直接会いまして、何とか未納金の納付というお願いをしたんですけども、生活が苦しいという状況でお金がなかなか納付されないという状況です。

下水道課長 22年のことしになって1月14日、本人とお話をしております。失業保険が入れば払いに行くとかいうことでありましたが、払われておりません。3月16日にも本人対応しましたが、3月末までにというお返事をいただきましたが、やはり入っておりません。22年度に入って7月7日にも会っております。8月1日にも催告をしておりますが、同じ状況でありました。

8 番 今のそういう条件につきましては、他の滞納者ありますね。この該当者以外にも、同じようにされて同じような手続を踏まれて、今回支払い督促の申し立てをされたのか、そのあたりのとこね。例えば1年間で1回でも途中で口座があって落ちとるわけです。全く入っていないことはないわけです。その辺の基準はどういうふうにしてこれをされたのか、まずその辺を。

副町長 これは所管の委員会、総務文教常任委員会でも今後における分野で債権管理条例を設けたいという報告もさせていただきました。その中におけます分野で、私債権における支払い督促の申し立て取り扱い等の分野についても今研究をしているところではありますが、それぞれの担当課長が答弁申し上げましたように、再三の督促にも応じず、また面談には応じるが納付意識がない者、分納にも応じず、分納誓約書の提出のない者、いわゆる納める意思がない者、滞納期間が累積12カ月以上ある者と、そういったものの形の中で、期日までに分納誓約書を提出してくださいよとか、また面談にに応じていただけるんですが、少しでもいいので納めていただきたいと、このような申し立てを相手方に行っております。面談の際における相手方の態度、それから暴言、それぞれにおける分野では、威圧的な態度等も我々職員側に示しておりまして、それらを考慮しながら支払い督促をかけたわけでありまして、それらにおきまして、相手方からの申し入れがあり、それらに応じては今の滞納額が累積で積むばかりといった状況になるということもありまして、それらには応じることができないということもあって、このたびのこういう形をとらせていただきました。当然、相手方にも生活がありますし、その収入状況ですとか、そういったものを考慮しながら今回に至ったものであります。

議長 ほかにございませつか。

9 番 公営企業の会計ということですから、使用料が入ってそれで運営をしていくというのが基本でございまして、使用料を滞納するということになりますと、これは問題でございまして、やっぱり支払っていただくということが大事だということはおく承知をしておるわけでございます。そういう中で先ほども広岡議員が言っておられましたが、公平性ですね、その辺がかなり私は大事じゃないかと思っております。先ほど再三の催告とか督促とかいうことで答弁がなされておりますけれども、22年8月23日の支払いの督促の申し立てに至るまで滞納整理委員会が恐らく取り組んでおられたと思うんですが、その取り組み状況、本件について、説明をしてください。

税務課長 お答えいたします。滞納整理対策委員会の取り組みということでございます。

ご承知のとおりこの委員会は各関係課で構成しておるんですけれども、それぞれの課のほうからそういうリストが上がってきまして、委員会として検討していくわけですけれども、今も答弁申し上げましたように、徴収に行くんですけれども、全く本人さんのほうから誠意を示していただけないとか、それととりわけ私たちにとって残念なのは、徴収に行ったときに暴言とかそういう暴力的な行為をされたという事実もあります。そういったことで委員会として、できたらそういう救済方法とかいうのももちろん検討もしたんですけれども、そういった職員に対しての威圧的な行為、そういったことも勘案いたしまして、このような結果になっております。委員会としては十分に検討した中での結論となっております。

9 番 暴力はなかったんやね。あったんですか。それやったら警察の問題になりますからね。

税 務 課 長 直接手とかそういう事象はされましたけれども、私の顔に当たるとか、税に関しましてですけれども、職員に直接そういう振り上げられた手が当たったということはございません。ただそういう威圧的な行為をされたということでございます。

9 番 そういうことですが、例えば私6月の水道の決算のときの資料をきょうここへ持って来まして、今も見ておったわけですが、この説明資料の6ページに、整理番号が9番の方は、20年度末が27万2,125円、家庭用ですね、未収金が。21年度末が32万5,335円、入ったのは3,000円というのが1件ございます。13番、20年度末も21年度末も22万7,970円、変わらずにゼロ、一銭も入っていません。14番は21万9,410円が20年度末で、21年度末は27万7,120円、ふえています。お金は1万650円回収しています。金額載っています。こういう方が、いや、困っとなですわ、困っとなですわ、困っとなですわ、済んまへんな、済んまへんな言うたら、このまま置いて、いるのかどうか。その辺のところですね。ですから先ほど副町長が、滞納整理委員会の委員長さんか会長さんか知りませんが、責任者でやっておられるわけですけれども、その条例を研究しとるといようなお話でした。研究をされているのは大いに結構なことで、一日も早く成果を発揮していただくということが大事ですが、要するに支払いを督促された時点で、まだ別に町としてこうするんだと、先ほど言われていた要件と言いますか条件、そういうものがきちっと確立されておったのかどうか。こういう事実があるわけですから。こういうものは見ますと公平性はどういふもんなんやろうと、どういふふうの説明するんやろうといふふうなことを思うわけです、私は。一遍説明してください。

副 町 長 公平、公正な形での取り扱いというのはもういわれるとおりであります。しかしながら対象滞納者のうち、例えば生計を一にする者の収入が著しく低悪であって、生活保護の基準等に準ずる者、それから病気等の療養のため多額の出費を余儀なくされている者でありますとか、不慮の災害にあい著しい災害を受けた者でありますとか、こういったようなやむを得ない特別の事情があると認められる者は一応こういう支払い督促からは除いていこうというところであります。また、支払い督促の対象者、滞納者でありますけれども、私債権における分野は2以上の債権に滞納があって、その滞納額の合計が20万円以上の者はそういう対象にしましよと、それ以外の部分につきましては、先ほども申し上げましたように催告にも応じず面談にも応じない者、面談に依っても納付意思がない者、分納誓約書が提出されていない者、こういったような者を対象にしましよといふことで対象を絞りました。今言われましたように、水道料金の滞納者、非常に多うございます。しかしながらそれらを対象にしていきますと、過去に料金の滞納があ

った者でも、非常に多額であると、何とかしたいということはあるわけでありませうけれども、現在生活保護を受けておられる方とか、そういう方々はもう対象外にせざるを得ないと、やむを得ない事情もありまして、そういう者から対象者を外しております。そういう関係からいいますと、私債権における支払い督促の対象者という者は数名でしかないと、このたびの支払い督促をかけた状態の中におきます分野につきましては、水道課長のほうからもまた説明があろうかと思うわけですが、この方以外にもそういう支払い督促をかけて、その後全額納付していただいたという経過もございます。

水道課長 実は同日付で〇〇の〇〇〇〇、この方を支払い督促の申し立てを行いました。この方につきましては異議申し立てがなく、裁判所の仮執行宣言付の支払い督促の正本の送達により、全額15万2,320円が納付されております。水道課はこの2件を本年度は支払い督促をいたしました。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 いや、ですからね。ほんならまだ該当するもんが残ってんのかどうか。残っておるとすれば、その2件だけやって何でほかのやつはせえへんねんと、一緒にしたらええんと違うかというようなことを思いますんで。今の2件を行いましたとかいう答弁やったら、まだほかにあるのかなと思うわけです。どうですか。

水道課長 水道料金の滞納者、本年度の9月調定分で11月19日現在の滞納者が全部で375人おられます。これは家庭用です。そして営業用は89人、合わせまして464人、滞納額が786万8,379円ございます。そのうちの4万円以上の高額滞納者、この方が〇〇さんを入れまして34人、そしてそのうち20人は過去の分ということで破産それから行方不明という方です。この方は現在閉栓中です。そしてその中の次の6人につきましては生活保護の受給者、残り9人の方につきましては、現在水道の使用中有でありますけれども、この方につきましては分納誓約により少額ではありますが分納されておるという状況です。

9 番 下水道については、集落排水ですね、9月の決算報告書を見ますと収入未済額が35万9,520円となっておりますね、課長さん。この中に今回の本件が含まれておったということですね。そうしますと、ほかには何件ぐらい金額が大きい方から小さい方、いろいろあるかと思うんですが、どういうふうになっとなんでしょうか、ちょっと明細を見てみましたが、説明資料にもないように思ったんですけども、どうですか。

下水道課長 その後、9月30日現在でのこととお話をさせていただきます。農業集落排水の滞納者は現在4人でございます。合計金額は14万3,380円になっております。そのうちの1人が〇〇さんなわけではあります。除く3人の方はいずれも納付の意思を示しておられます。また、分納をされております。そういう状況であります。

9 番 今回の報告は使用料ですけれども、この際ですので税についても金額が相当大きくなりますので、ここで今詳しく説明を求めるわけではありませんが、一日も早くその条例をおつくりになるんでしたら、研究を長いことせず、研究は大事ですが、早く実行ができますように進めていただいたらと思うんですが、副町長さん。いかがですか。

副 町 長 税の滞納処分に関しましては、地方税法もしくは国税法に基づくもので、公債権としての対応のあり方ということで示されておりますので、そのとおりのあり方でやっていきたいと思っております。それとともに滞納処分の停止に係る事務処理、こういったものも一つ設けなければならないという形になろうかと思っております。財産はあるが換価が困難である場合がありますとか、交付要求の配当が見

込めない場合、また相手方が行方不明でありますとか破産している場合、こういったものをそれぞれその滞納状況に応じた形の中で仕分けをしていき、それらの明細を明らかにするような形の上で処分をしていきたいと思っております。

- 議 長 ほかにございませんか。
- 6 番 二、三ちょっとお尋ねしたいんですが、下水道課資料の2ページ、一番最後のページに今回の事案に対する和解の条項がございます。その中で2番目に、和解の条件としてことしの12月から平成24年8月までの22回の分割納付ということが出ております。条件の3では、毎月の支払いが2回以上滞って、その額が1万4,000円に達したときは年5%の損害金を支払うという約束になつておりますけれども、仮に毎月の支払いが1,000円ずつ分割納付されたらと想定した場合、その2回以上の支払いが滞ったことになるのかどうか、ましてやそのときには遅延損害金、そこまで影響するのかどうかということをまず一点お尋ねしたい。
- 加えて、その次の4番、原告はその余の請求を放棄するとありますけれども、その他の請求の放棄という意味の解釈でございますけれども、当該事案の水道料金と集落排水使用料の限定放棄なのかどうか。その他、例えば税金、町のその他の徴収金、そういった金額についての滞納があるのかないのか、あったとすればそれはその他の請求権の放棄という解釈でいいのか、その2点についてお尋ねいたします。
- 総務課 長 ここに和解条項の3に書いてございますが、1,000円ごとに入れてきた場合という例が示されておりましたですけれども、1,000円、1,000円、例えば3回目も1,000円となりますと、3回目には2万1,000円が入るはずでありますので、1万4,000円以上の額に達したとみなすと思いますので、1,000円ずつの分割払いをしてきたからこれが免れられるというものではないと思っております。
- 税務課 長 税金についてのご質問でございます。当報告につきましては私債権ですので、直接税についてはこの議案に限っては関係ございません。ご質問ですので、個人情報にも若干そういう懸念もいたします。税につきましては自力執行権があります。それによりまして、今この方については対応しております。以上です。
- 6 番 仮に1,000円ずつ納付された場合でもその3に、いわゆる2回以上怠ったことなるわけですね。一応1,000円でも納めたら怠ったことにはならないんじゃないかと、そういう解釈をしているんですけれども。あえて、しつこいようですけれども、それであれば、その2回以上怠り、その額がと以下、その額1万4,000円に達した、これがなかってもいいんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。
- 副 町 長 その和解条項の2番目にありますように、22年12月から24年8月まで毎月15日に限り7,000円ずつ振り込むと、こういうようになっております。そういうように上位のほうを優先的に取るという考え方に至れば、3番目の条項の支払い2回以上、毎月1,000円ずつといった形でも、この部分については怠ったというような解釈ができるものと思っております。それから4番目の事柄でありますけれども、その余の請求を放棄するという関係は、他の分野に至らないというような解釈でおります。
- 議 長 ほかにございませんか。よろしいですか。
- 1 3 番 ちょっと確認をいたしますけれども、ここにお名前が載っております、〇〇〇〇という形で名前が挙がっています。これは確認をしますけれども、前の町会議員の〇〇〇〇さんでしょうか。ご回答お願いします。
- 副 町 長 そのとおりであります。訴訟提起のために訴状に未納者の氏名や住所を明記

し、また訴状案を議会に提出することは守秘義務違反にならないのかという形の中でも、我々検討させていただきました。地方自治法96条の1項12号による議会の議決が必要だということもありまして、これらについては秘密に値しないという解釈がありまして、こういうように氏名まで公表させていただいているものであります。

- 1 3 番 今の社会情勢で非常に経済的に厳しいご家庭もあります。といいますのも、国会議員までしても生活保護を受けているという方もいるし、また首長でも水道料金の未納という方も出ております。そういう中で、このたび福崎におきましても前町会議員の〇〇〇〇がこのように滞納されているということは、これは別に不思議ではないわけです。要するに行政に携わる者は、住民生活のために一生懸命取り組んで、財産をなげうって活動しているというところも見られるわけでございまして、今回の措置につきましても、内容を見てみると非常にこの説明資料ですか、相手から異議の申し立てがあったからこのような経緯に至ったということでございしますが、異議申し立ての内容を説明していただけますか。

下水道課長 異議申し立ての内容は、月5,000円の返済をするというものでございました。

- 1 3 番 月5,000円のお支払いをするということになれば、ここまで至ることはないと思うんです。先ほども前議員が言われていましたように、滞納額でこれ以上の方もたくさんいるわけです。そういう方についてはこのような訴訟問題上がってないということなので、本人さんが全然支払う意思がないということではないと思うんですけれども、そういう形で5,000円ずつ払うということをやったわけですね。どうですか。もう一度お願いします。

下水道課長 5,000円を支払うと申されたのは、支払い督促後であります。支払い督促に至るまでにそういう相手方から納付の意思が示されれば、支払い督促には至らなかったものと考えております。

議長 よろしいですか。

- 1 3 番 その辺が非常に厳しい扱いではないかなという感じがするわけです。これは私なりに判断しているわけですが、そういう方もたくさんいるわけなので、本人さんの支払うという意思があればここまで至ることはなかったんじゃないかという気もします。しかしこれも公平性の立場から考えますと、支払ってもらいませんと行政が成り立っていきませんので、これはしっかりと対応していかなければいけないわけですが、この辺の取り扱いを住民さん全員に平等に取り扱いをしていきながら、そしてわかりやすく、これはもう和解に至っているわけですが、わかりやすくまた素直に支払いができるような、そういう対策も今後考えていかなければいけない問題だと私は考えているわけです。ですからこの対応が正しいのか正しくないのかというのは、個々によって違うと思いますけれども、今後のその取り扱いについては十分に気をつけて、取り扱いをしてもらいたいと思います。町長のお考えをお示ししたいと思います。

町長 このような形を取り扱うというに至るには、非常に長い経過をして、そしてまた先ほどから述べておりますように、庁舎内での検討委員会、対策委員会等で一生懸命に検討した結果、このような手続を踏むということで最終的には私の決裁も当然取っているわけでありまして、私は是といたしたわけでありまして。先ほども課長が申しましたように、後出しじゃんけんの形で、こういうことが進行した中で5,000円支払うと言われても、我々としてはそれまでの一定の経過を踏まえて、いよいよ踏み切るということになったわけでありまして。ですから公平性についてはそのとおりでございまして、これからは私たちにより一層研究

を深めまして、公平性あるいは生活の困窮者とか、あるいは病気で困っておられる方とか、特別な事情のある方についてはそのことについても十分検討を加えていきたいと思っております。そしてまたここずっと数年来、税金の滞納あるいは料金の滞納等については、議会からの追求といいますかご意見もちょうだいしております。そうしたご意見も十分真摯に受けとめながら、検討に検討を加えて今回の経緯に至ったわけでございます、私もそのことについては十分配慮しながら決裁を押ししたわけでございます。

議 長 ほかにございませんか。  
1 2 番 5,000円払うとか7,000円ずつ払うとかそういうことを言っておられますけれども、説明資料の2ページの平成22年9月度の水道の料金が7,700円、それからその下の平成22年9月の下水の使用料が1万420円ということは1万7,000円ずつ払わないかん。そやからそれを半分に割ったって、7,000円、5,000円と、どんどんどんどん後々累積していくんではないかと思うんですが、これに対しては滞納額に対してのお金は払うという約束であるのか、それともその後の自分たちが今から使っていくあかんという分のやつも入るのか、その辺の考え方をきちっと教えていただきたいなど、入ってないと思えますよ、これはね。けども、その滞納今までやってって払われへん人が、今使っている以上に払えるっていうことは、ちょっと考えられへんのですけども、その辺の考え方をちょっと教えてください。

下水道課長 この和解条項に至るまでにつきましては11月2日に口頭弁論が行われた際に、調停員の同席、調停員のもとに相手方と町、私、水道課長と対応しております。その中で、あくまでこの事案につきましては、滞納額に対する対応の方法を和解したわけですが、その中でもこちらからは当然、現年分、今のかかっている分については払ってくださいよということについては相手方にも十分伝えております。以上です。

1 2 番 伝えとんと違って、向こうが納得されたんですか。それを聞きたいんです。

下水道課長 納得されているとこちらは思っております。

1 2 番 滞納の分については、そういうふうに読めるんですけれども、実際に今月使ったり来月使ったりする分のものまで、きちっと話はできているんですかということですか。

下水道課長 先ほども申しましたとおり、当然現年分、今発生しておりますこの9月以降、次は今月末の請求になります。それによって相手方がどう対応されるのか、これも見ないといけませんので、当然11月分も含めて納入をということは言っておりますので、十分納得された上だと考えております。

町 長 現年度分は払うのが当然でありまして、今回は和解をしたのは滞納分についてでありますから、今払う分についてはよろしいが滞納分だけ納めてくださいというようなそんな和解の状況はありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議 長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。再開は11時といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前11時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次は、議案第56号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及

び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑がございましたらどうぞ。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第57号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 7 番 資料の5ページの給与からの控除というのが、今回条例で定めようと、このようなことになっておるわけですが、過去からこういう給与からの控除等はなされておったのではないかと思うんですが、いかがですか。
- 総務課 長 そのとおりでございます。
- 7 番 その控除については何を根拠に控除されておったんですか。本来労働基準法というのがございます。先ほどもちょっと説明がございましたように。そういったものできちっと定めてなければ、本人に全額支給するというのが建前です。今回改正しようとする内容については、労基省から指導があったのか何かその根拠をお聞きしたい。
- 総務課 長 給与からの控除を行うときには、法律に定められたもの以外は条例で規定する必要があります。総務課資料の20ページにありますように、総務省がこの件に対しまして調査を行いました。資料にもつけておりますけれども、総務省の調査で、地方公共団体1,797団体中698団体に条例が整備されていないことが判明をいたしました。本町も県及び国のほうから指導を受けまして、条例整備を行うものでございます。ちなみに兵庫県下で未整備であった市町は本町も含め3市8町ございました。
- 7 番 そういった法に違反すると言うんですか、そういう状況であったわけですが、またこれは労働組合との協定等も必要ではないかなと思うんですが、その辺の話し合い等はどうかしておりますか。
- 総務課 長 この件につきましても、条例を整備するというところで話をしております。
- 7 番 きちっと労働組合とも協定をしていただいて、書類の整備等をお願いしておきたいと思います。
- 議 長 ほかにございませんか。
- ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第6 討論・採決

- 議 長 次の日程は、討論・採決であります。
- それでは、議案第56号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。ありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
- 議案第56号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第56号については、原案のとおり可決することに決定をいたし

ました。

次に、議案第57号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、第433回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて、第433回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、第433回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

月が変わりますと定例会も控えております。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつをいただきたいと思います。

町 長 第433回の臨時議会を閉会するに当たりまして一言お礼とごあいさつを申し上げます。

師走を目前にいたしまして大変気ぜわしいときでありましたけれども、ご参集いただきまして、提案いたしました議案について熱心なご討議をしていただきました。結果といたしまして、議案については賛成をしていただきました。ありがとうございました。報告につきましても詳しい質問等をしていただき、私たちがこれから行政で取り組まなければならない公平性という問題も大いに論議をされました。こうした点を踏まえて、これから執行に当たってまいりたいと考えております。

12月になりますと、本会議も始まります。皆様方におきましても健康にくれぐれも留意され、ご参加くださいますように心からお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。お疲れさんでございました。

閉会 午前11時05分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 22 年 11 月 29 日

福崎町議会議長 宇 崎 壽 幸

福崎町議会議員 志 水 正 幸

福崎町議会議員 富 田 昭 市